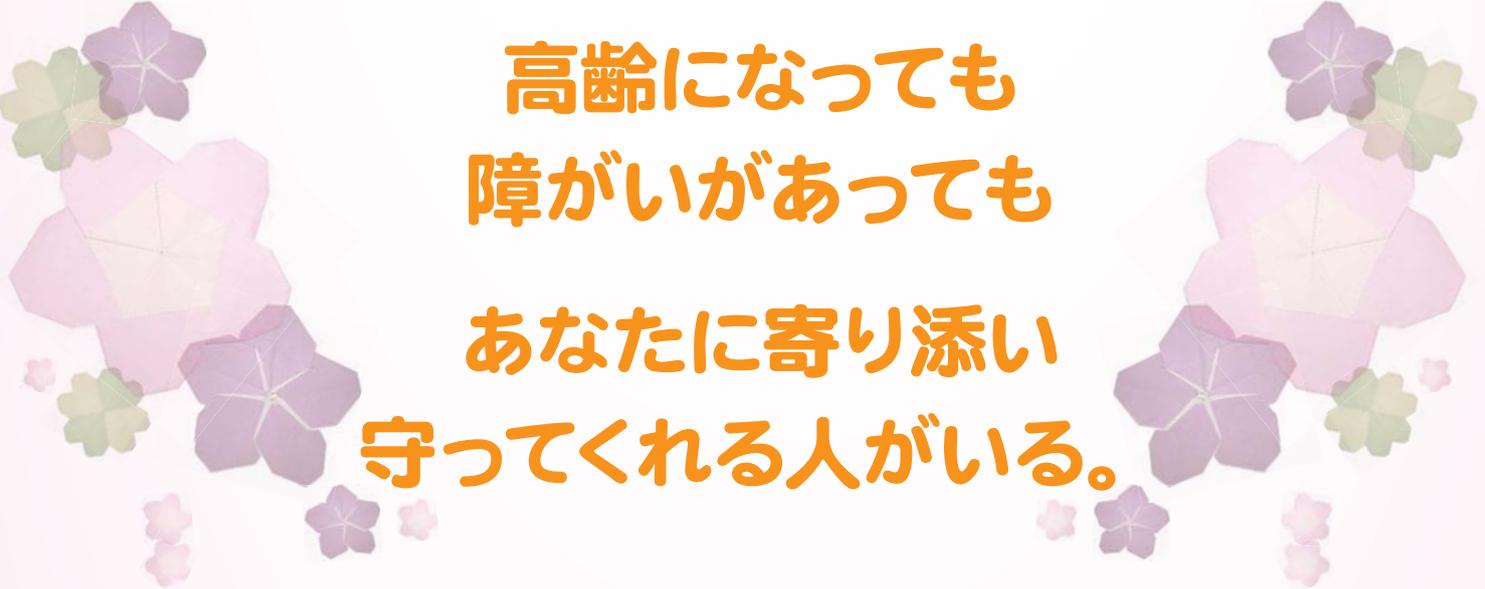




任意後見・死後事務委任契約のご案内



高齢になっても
障がいがあっても
あなたに寄り添い
守ってくれる人がいる。

ひとり暮らしやおふたり暮らし等で、万が一、認知症になったときに頼る人がいない、
万が一、ご自身が亡くなった際の死後の手続きをしてくれる人がいない…。

そのようなご不安を抱える方のために、
NPO法人 市民後見センターはままつ は、
任意後見・死後事務委任などの契約を締結することにより、
心穏やかに、貴方らしく生きていけるよう見守ります。



任意後見制度とは？



**任意後見制度は、
将来、判断能力が不十分となったときに備えるための制度です。**

判断能力があるうちに、将来、自らの判断能力が低下した場合における財産管理や介護サービス締結等の療養看護に関する事務について、当NPO法人に依頼する契約を結びます。
この契約を「任意後見契約」といいます。
なお、「任意後見契約」は「公正証書」により締結します。

その後、ご本人（＝委任者）の判断能力が低下し不十分となった場合、家庭裁判所に「任意後見監督人選任の申立て」を行います。

家庭裁判所が任意後見監督人を選任すると、任意後見が開始され、任意後見契約に基づき、財産管理や介護サービス締結等の療養看護に関する事務を開始します。

契約からサポートまでの流れ

当NPO法人と
▼契約内容の打ち合わせ▼



見守り契約によるサポート開始

▼判断能力低下▼

家庭裁判所に
任意後見監督人選任の申し立て

任意後見監督人選任

見守り契約によるサポート終了

任意後見サポート開始

▼ご本人死亡▼

任意後見終了

死後事務委任契約に基づき、死後の事務を行います。

★公正証書にて契約

任意後見契約締結から任意後見の開始まで、相当な期間が経過することが考えられます。そのため、任意後見契約と併せて「見守り契約」、「財産管理委任契約」、「死後事務委任契約」等の契約を締結し、任意後見の発効まで継続的に支援する仕組みを構築することが一般的です。ご本人の判断能力がある内は、見守り契約や財産管理委任契約、ご本人の判断能力が低下した後は任意後見契約による支援を行うため、**支援の空白期間がない**、というメリットがあります。

● 見守り契約とは？

ご本人の健康状態等を把握するために、当NPO法人が定期的に訪問するなどして見守る契約です。

● 財産管理委任契約とは？

判断能力はあるものの、たとえば身体が不自由になるなどした場合、預貯金の管理や各種手続きが困難になることがあります。

そのような場合に、ご自身の財産管理や生活に関する手配等の事務について、当NPO法人が代理します。

● 死後事務委任契約とは？

ご本人が亡くなった時の葬儀等事務を当NPO法人に委任する契約です。具体的には、ご本人が亡くなった後、葬儀・納骨、各種社会保険手続き、金融機関・公共料金等の手続き、遺品整理等の事務を当NPO法人が契約に基づき行います。ご本人死亡時に葬儀を出してくれる人や遺品整理をしてくれる人が身近にいない場合には、ご検討ください。

詳しい説明はこちらをご覧ください⇒



身元保証について

一般的に、病院・介護施設等が身元保証人に求める役割は、次の通りです。

- ①入院・入所費用に関する連帯保証。
- ②入院・入所、退院・退所時の手続代行。
- ③死亡時（退去時）の身柄の引取り。
- ④医療に係る意思決定の支援 への関与。
- ⑤緊急連絡先の指定の受託及び緊急時の対応。

上記のうち、入院・入所費用の支払いと②⑤については、財産管理委任契約・任意後見契約の締結により対応できることがあります。③については、死後事務委任契約で対応できます。④については、予め医療・介護に対する希望を書面にしておくといでしょう。

費用

▶ 契約時手数料

①見守り・任意後見契約	55,000円 (税込み)
②死後事務委任契約	55,000円 (税込み)

▶ 契約後に支払う報酬

①見守り (財産管理) ・任意後見契約

任意後見発効前：(例) 見守り契約の場合、年額11,000円 (税込み) ～

※上記金額は、年1回の面談及び2か月ごとの電話による見守りの場合。

任意後見発効前：(例) 見守り・財産管理委任契約の場合、月額33,000円 (税込み)

※金額は、ご要望により異なります。

※報酬とは別に、日当や交通費等の実費をご負担いただく場合があります。

任意後見発効後：月額33,000円 (税込み) ～

※任意後見監督人選任の申立て時には、申立て書類の作成費のほか、家庭裁判所に支払う申立費用が必要となります。

※任意後見発効後、家庭裁判所が選任した後見監督人に支払う報酬が別途、必要となります。金額は、家庭裁判所が決めます。

②死後事務委任契約

【契約後に支払う報酬】 220,000円～330,000円 (税込み)

※上記金額と事務に係る諸経費について、ご本人様死亡(または契約解除)時まで、遠州信用金庫が提供するご本人名義の死後事務専用定期預金口座にお預けいただきます。

※すべての契約は、公正証書で作成します。別途、公証役場に支払う公正証書作成費のほか、戸籍謄本などの取得費用が必要となります。1契約あたり3万円程度が目安です。

※家庭裁判所へ任意後見監督人選任の申立てをする際の書類作成(①の場合)、各契約書の作成を弁護士・司法書士等に依頼する場合は、これら専門家に支払う費用が別途、必要となります。

NPO法人 市民後見センターはままつのご紹介

特定非営利活動法人(NPO法人) 市民後見センターはままつは、東京大学「市民後見人養成講座」の修了生が中心となり、2013年4月に設立したNPO 法人です。市民後見人の養成、成年後見制度の相談・利用支援、成年後見の法人受任等を行っています。

当NPO法人の会員には、看護師等の医療関係者、司法書士・行政書士等の法律関係者、社会福祉士・介護福祉士等の福祉関係者、社会保障の専門家である社会保険労務士、税理士、ファイナンシャル・プランナー等のお金の専門家、消費生活アドバイザー等、多種多様な人材がおり、市民の皆様をサポートいたします。

特定非営利活動(NPO) 法人 市民後見センターはままつ

設立：2013年4月

会員数：65名(2025年7月1日現在)

住所：浜松市中央区木戸町4番51号

電話：090-2688-7076

受付時間：10:00～16:00(土日祝日休み・不在時は折り返しいたします。)

F A X :053-460-3414



ホームページ

メール